

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	合評会：金子肇『近代中国の国家と商人：税政と同業秩序のダイナミクス』
Author(s)	丸田, 孝志; 富澤, 芳亜; 金子, 肇; 飯塚, 靖; 小野寺, 史郎; 土居, 智典; 鈴木, 昭吾; 奥村, 哲; 水羽, 信男
Citation	拓蹊, 5 : 1 - 24
Issue Date	2023-08-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054520">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054520</a>
Right	
Relation	



## 合評会：金子肇『近代中国の国家と商人：税政と同業秩序のダイナミクス』

### はじめに

1. 以下は広島中国近代史研究会の第193回例会として、2023年5月13日（土）午後2時からオンライン開催された金子肇『近代中国の国家と商人：税政と同業秩序のダイナミクス』（有志舎、2022年）の合評会の記録である。
2. 報告者は富澤芳亜さん（島根大学）で、討論の記録の末尾に報告レジュメを収録した。富澤さんの助力に感謝する。
3. 文字起こしには後田美沙さん（広島大学大学院博士課程後期）の助力を得た。
4. 金子『近代中国の国家と商人』については、関東の中国現代史研究会が2022年12月2日（金）に明治大学駿河台キャンパスで書評研究会を開いた。報告者は加島潤さん（慶應義塾大学）である。
5. 関西の中国現代史研究会でも、2023年6月24日（土）に神戸大学を会場として書評会が開かれた。報告は岡崎清宜さん（愛知県立大学非常勤講師）と梶谷懐さん（神戸大学）である。
6. 2023年8月12日現在、書評としては佐藤淳平さん（岡山大学）のものがある（『図書新聞』3571号、2022年12月17日）。

**丸田孝志（以下、丸田）** 司会を務めます、広島大学総合科学部の丸田です。本日は、広島大学文学部の金子肇先生の近著、『近代中国の国家と商人：税政と同業秩序のダイナミクス』の合評会にお集まりいただき、誠に有難うございます。今回は諸般の事情で、オンライン開催となりましたが、却って多くの遠方の方々にもご参集いただき、大変嬉しく思います。

ご承知のように、金子先生はこれまで、『近代中国の中央と地方』、『近代中国の国会と憲政』という2冊のご著作を著され、今回が3作目となります。今回のご著作も前作と同様に、清末から中華人民共和国成立初期までの非常に長いスパンにおいて近現代中国の社会と制度、国家と社会の関係の変化を一貫したテーマにおいて追求されたものであり、近代中国の歴史の流れをいかに理解するかという、明確な問題意識が改めて大著として結実したものと拝見いたします。

また、「同業団体」、「同業秩序と財政」、「国家権力」というテーマは、金子先生の研究人生においても最も長いスパンにわたる研究で、先生の研究の真髄がここに現わされているものと思います。今回、書評をご担当いただくのは、島根大学教育学部の富澤芳亜先生で、皆様ご承知のように、近現代中国の財政史・経済史を専門とされ、若い時から金子先生とは長いお付き合いの中で、共に研鑽を積まれてきた方で、本書の書評者として最もふさわしい方のお一人と考えます。それでは、これから40分ほど富澤先生にご報告をいただき、その後、金子先生から20分ほど書評の内容について応答をいただいた上で、全体討論に入るという形で進めていきたいと思います。皆様の活発な討論をお願い致します。

**富澤芳亜（以下、富澤）** ご紹介いただきました富澤でございます。それでは、早速始めます。金子肇氏の『近代中国の国家と商人』は昨年（2022年）7月に公刊されたものです。先ほど丸田先生からのお話のように、『近代中国の中央と地方』それから『近代中国の国会と憲政』に続く、3冊目の著作となります。これからは金子先生を、金子さんと呼びます。金子さんのご研究、これまでの2冊の本と本書を

含めての、分析の特徴は、制度を通した視角からの分析に特徴があります。そういう中で、本書のテーマは、近代中国における国家と同業団体との関係の体系的な解明に置かれています。

まず、中国の在来の同業団体を金子さんがどのようにとらえているかといいますと、西欧のギルドや日本の座・株仲間とは異なる独自性があるとします。それは、日本の座とか株仲間とは違い、政府によって営業特権を付与され、見返りとして冥加を上納するような「納税単位」ではないということです。中国の同業組合は、国家の徴税を補完する特殊な機能を有したと9頁に書かれています。

また西欧のギルドと違う点は、加入強制権を持っていないことです(205頁)。そのため、中国の同業団体の特徴は、その枠外に多数の同業者がいることになります。これが後述する中小・零細業者への着目というところに繋がります。

そして分析対象としては、上海を中心とする江蘇省の長江以南の地域、いわゆる江南です。ただし、付章は武漢ということになります。全体的に本書は、日本の中国同業団体史研究の諸成果を継承しつつも、村松祐次、足立啓二によって提示された「国家-社会」関係の理論的研究の枠内で事例研究をするのではなく、上海の個別的な史実の中から検証を行う、歴史学的に正統な作法によって行われた労作といえます。

分析の時期は、清朝の末期の光緒新政から中華人民共和国の成立時期(1952年)まで、ということになります。

分析の視角は、主に二つあります。(レジュメにおいて)本書の構成の章名の後に①もしくは②と書かれているのが、主にどちらの分析視角によるものか示しています。分析視角の一つ目は、税政と同業団体(同業秩序)をめぐる関係、特に請負徴税の中から見ものです。続いて分析視角の二つ目は、国家による同業団体の制度的な再編成というのを見るものです。上海(江南)では、税務当局が商工業者層の経営を的確に把握できない。すなわち、国家による社会を組織化する、社会を把握する能力が非常に弱い、その一方で同業団体の方も、ルーズな同業規制能力しか持っていない。そういう中で、徴税請負によって同業秩序を規制しようとする同業団体と、同業団体の徴税補完機能に依存して税収を確保しようとする国家の間に時に、税負担の増加などによる、表層では激しい対立を伴いながら、内面では同業団体のルーズな同業規制能力と国家の脆弱な社会把握能力を相互に補完し合うような、双利的な共棲関係が形成されていくということになるわけです。

そういう中で、先ほども述べたように営業独占権を同業団体が持っていないため、その枠外にあるような同業者たちというものを、どのようにして拾い上げていくかということを考えた時に、金子さんは中小・零細業者に着目をしたことに大きな特徴があります。

近代の同業団体は同業秩序の安定化のために、国家に法制による介入と規制を求めたと5章では、述べられています。ではそうした中で、なぜそれをしないといけないかといいますと、濃厚な在来的要素を留める中小・零細業者が、秩序攪乱の要因になっていくと、税政の近代化と伝統的な同業秩序との軋轢というものをそこから見ていきたい。昨年末、加島潤先生(慶応義塾大学)が東京の現代史研で金子さんの本の書評をされた時、金子さんは「近代(西欧的)な制度の導入による伝統的な構造のきしみこそ、中国の近代なのだ、そういうところを見ていきたい」と述べられた。この本でも、そうした点は非常に明確に出ていると思います。

次に、原著の構成について見ていきたいと思います。

今まで紹介した問題意識というのは、序章に書かれています。第I編が、清末・民国の税政と政治変動という形になっています。いわゆるこの①番目の視角、「税政と同業団体をめぐる関係」というものが第1章と第2章、これは2000年初出の論文ということになります。第3章と付章、第4章それから

第5章というのが分析視角の②ということになります。いわゆる「国家による同業団体の制度的再編成」というところにかかってきます。ですので、初出年代から見ると、金子さんは2000年ぐらいから請負徴税というものを含めた①の視角を含めていく、というふうに、少しずつですね、視点が変わっていき、その視点を幅広く包んでまとめたというのが、この本ということになるかと思います。そうして第6章以降は、2013年以降に書かれたものとなります。

第3章以降が、国民革命期とそれからの南京国民政府期となり、それから第7章、第8章が戦後国民政府期、そして第Ⅲ編が中華人民共和国の成立期となります。第9章は、国家による同業団体の秩序の再編という分析視角の②の視点が強く、第10章と第11章は、請負徴税がどのように変わっていくのか、徴税関係がどのように変わっていくのかということになります。

内容のまとめに関しては、皆さんの方で読んでいただければと思います。ですので、ここは飛ばします。適宜説明するところがあるかもしれませんが、本書の持つ意味ということを話していきたいと思えます。

本書は、国家と社会（同業団体）との関係を基本的には税政という一貫した視角から、清末の光緒新政から（光緒新政というものが、中国近代の起点となる政治行政改革だったため）、中華人民共和国の成立期までを請負徴税の展開というものを通して、上海・江南から定点観測をしていく。民国の成立直後（第1章）、財政の中央集権化を目指していく袁世凱政権、それから党政国家（パーティ・ステート体制）をとる国民政府のいずれもが、国家の脆弱な社会把握能力というのを解消ができない。同業団体に徴税を請け負わさざるを得なかったということを的確に描いています。

一方で、同業団体は請負徴税によって、同業秩序の強化を図っていきます。しかしながら、やはりルーズな同業規制能力というのは、一貫して解消されないために、相利的な「共棲」＝相互補完関係が続いていく。しかし、成立当初は同業団体との「共棲」関係を選択したかに見えた共産党政権が、商工業者を組織的に地域で分け、組織的に「個」として補足していく「専責管理制」（以下、「専管制」）を導入したことで、同業団体は徴税補完機能を失い、「共棲」関係が終了したことを明確に提示しています。

本書で明らかにされる社会把握能力の低い国家と、同業規律能力の低い同業団体の相利的な共棲関係というのは、経済学者であるダロン・アセモグル、政治学者であるジェイムズ・ロビンソンの書いた『自由の命運：国家、社会、そして狭い回廊 上・下』（早川書房、2020年）の分析視点に通じるものがあります。

本書が取り上げているのは、国家と社会というものの、またそれを繋ぐ税政という、政治史の王道の視角から分析していると言えます。ですから、本書が導き出した結論というのは、中国史のみに留まるものではないと考えます。このアセモグルとロビンソンの共著は、世界史的な中に、国家と社会の関係を位置付けており、本著も普遍的と言ったらおかしいですが、世界史を俯瞰するような中で考えていく視座というものを与える非常に重要な成果だと考えています。アセモグルとロビンソンは、国家と社会との危うい均衡を「狭い回廊」と呼び、（『自由の命運』の原タイトルは、*The narrow corridor*）、その「狭い回廊」をくぐり、そこに留まった国家だけが、自由と繁栄に近づいたと主張しています。金子さんの本書で記されている戦後国民政府期というのは、彼らのいう「不在のリヴァイアサン」（いわゆる無政府状態）を想起させるもので、アセモグルとロビンソンは、往々にして「不在のリヴァイアサン」の中では、社会は「社会を再編して政治的・経済的な力を拡大しようとする一部の主体の野望を前にして、政治的に屈してしま」い「専横のリヴァイアサン」（独裁国家）が生まれるというふうに述べています。

アセモグルとロビンソンは、同書の第3章において、中国の事例も分析しています。そこでは、「帝国時代との連続性」ということを述べ、中華人民共和国の専横の本質と捉えています。しかしながら、

本書で実証された史実というのは、中華人民共和国の成立という強い国家の成立により、弱い国家と弱い社会との均衡が崩れたということ、より示唆的に示すものであると思います。

2つ目に、やはり指摘すべきことは、中小・零細商工業者への一貫した着目です。言葉で言うと簡単ですが、資料的にこれらを拾っていくことは、大変な作業だと思います。檔案史料においても、同業公会別などに分けられていますから、こうしたものを丹念に拾い、その上で新聞資料、それから中華民国期の『中華民国工商税收史料選編』や中華人民共和国期の様々な公刊資料などを丁寧に収集されています。また、これらに対し、歴史的な分析を行っています。経済的な分析についても、数値の統計処理においては、デフレの影響を処理するために、購買力平価の計算を用いて計算し直されて、非常に丁寧な分析が行われています。こうした丁寧な分析手法によって、近代的な制度の導入によって、伝統的な構造というものが、どう軋んでいったのかが明らかにされています。

もう一つ重要なことは、金子さんは中小・零細商工業者にかなり早くから注目されていたことです。それはいわゆる、第3章それから第4章、第5章の「商民運動」の状況、「商民協会」の形成などを分析している中で、1988年に出された「上海における『攤販』層と国民党に関する覚書：商民協会の結成とその廃止をめぐる」『広島大学東洋史研究室報告』第10号が、私は起点ではないかと思っています。本書の「あとがき」にも書かれていましたが、30数年前から今まで、丹念に中小・零細商工業者を追ってきた成果が本書に結実しているのだと思います。

また、そうした中小・零細業者の声を暖かな視点から捉えています。例えば、401頁それから403頁に、そうした中小・零細業者の声が『新民晩報』という上海の夕刊タブロイド紙を通して取り上げられています。この資料の訳出に広島弁らしき言葉を使っているわけです。「わしらはお隣さん同士でお互いよく見知った仲じゃないか。全部でたった10万円の税を払えないからって、あんたも遠慮することあるよ」という、非常に心憎い形での分析、そして記述が行われています。

また、現在の檔案の公開状況などを考えると、これだけの史料的な深度を有する成果は、出てくるのだろうかと思います。特に外国人研究者がこれだけの仕事をできるのかと思えるほど、非常に充実した一次史料分析になっていると考えております。

さてそこで、若干の疑問となります。最初に思ったのは、第3章、付章、第4章、第5章、すなわち「商民運動」を分析した初期の研究です。「ギルド」という用語が頻出します。「はじめに」では、中国のギルドという同業団体は西欧や日本とは違うし、そういう中国の同業団体としての「ギルド」だと記されていますが、やはりどうしても違和感を覚えてしまいます。それは、なぜかと申しますと、岡本隆司さんが指摘されていますが、岡本さんは橘樸の言説を分析する中で、橘がモースの中国同業団体に関する議論を下敷きにしていることを指摘し、「モースがいたいのは、西洋・イギリスの『ギルド』が一貫して、政府の『権力』を代行し、『法律の下』にあったという特徴である。それに対し、中国の（ギルド）はどうか。…『法律の下に入』ったことがなく、『法律の外に成長し』たのだから、つまりモースは中国のギルドについて、『法律の下』にあった西洋の『ギルド』の特徴を否定しているわけである」。

そうすると、やはり中国の同業団体というものに「ギルド」という言葉を使うと、分かりにくくなるのではないかと。特に「業規」法認というものの部分を記していた第5章の部分では、やはり西洋的なギルドというものが、法を前提としたものになると、そこではどうしても混乱が起きてしまう。やはり中国的な同業団体を、「ギルド」と記すことは適切なのかという素朴な疑問を感じます。

2つ目は、日中戦争期とアジア・太平洋戦争期、戦後期に上海商工業界が大きく変化したのではないかと。この点です。（レジュメの）まとめたところを見ていただければ分かるのですが、例えば第7章の最初の部分、「日中戦争期の中国財政・税政への影響として、貨物税収入の重要性の増大があり、戦後

に上海地区の同税の収入は最多となった」と日中戦争期の変化が、第8章においてもある程度述べられています。

しかしながら、上海において日本による1939年の「中支那軍票交換用物資配給組合」、いわゆる「軍配組合」です。それから、汪精衛政権下での1943年の全国商業統制総会（商統会）の設立によって、上海の商工業界というのは再編されました。商工業者の代表的な人物というのが、上海を脱出し、日本の統制下から逃れるような人物もいます。それから、1943年には租界が返還され、上海に残った人間、聞蘭亭などですが、（租界に残り、結果的に日本に協力したということで）戦後に漢奸裁判にかけられる。租界がなくなったことにより、商工業界の国民政府への独自性という基盤を失ってしまいました。

一方で、国民政府も国共内戦で弱体化していきますが、例えば1946年4月12日に公布・施行された新「公司法」などによって、外国会社も租界がなくなりますので、国民政府の管理下に入るわけです。そこでは同法によって、外資系企業（外資企業）も外国会社という形で登記をされますから、こうした変化というものが国家と同業団体との関係に、どのような影響を与えたのかにも、もう少し言及があった方が良かったのではないかと感じました。

それから、そもそもなぜ戦後の国民党政権期には、納税者の実態と乖離した「近代的」税政（貨物税、所得税）を実施しようとするのか。金子さんも、266 - 267頁に「当時の中国においてもっとも資本主義化が進んだ上海にあっても、商工業界、とりわけ零細業者の実態や同業秩序は、厳格な貨物税政の運用に適応することが困難だったのである。税政を通じて国民党政権が上海商工業界の底辺にまで把握・管理の手を伸ばしていくには、零細業者の在来的慣習や経営方法を合理化し、同業公会の組織力を強化していく必要があった」と述べるわけです。しかし、表（「1949年の学生数・既卒者数の統計表」）のように、中国で教育関係の統計が取られるのは1930年代に入って、国民政府教育部による『第一次中国教育年鑑』（開明書店、1934年）が最初ですけども、そこで出てくるのも、大体上海でも30%ぐらいしか初等教育の就学率がないわけです。全国的に見れば、1949年でも大体80%ぐらいが、非識字者だったのではないかとされています。

そういう中で、帳簿を前提とする税政、当然領収書（発票）の発行なども困難ではないかというふうを考えるのが当然です。それこそが、金子さんの言われる社会を統制できない、把握できていない国家ということになるのかもしれませんが、非常に弱い国家ということになるのかもしれませんが、例えば戦前の南京国民政府の国税では、伝統的な塩税、それから関税、それから本著の中でも出てくる製造者消費税（庫出し税）である統税、統税も近代的な工業にしか、課税しません。しかしそこでは、経営の内容には踏み込みません。課税製品の中には、在華紡とかですね、ブリティッシュ・アメリカン・タバコカンパニーのような外資系企業の製品も存在しています。

在華紡を例にあげれば、ある工場は領事館登記の現地法人の形態であり、ある工場は日本本社の分工場という形態です。日本本土と経営の一体化している在華紡の工場には、利益も一体化していますから、中国政府は利益には課税できません。そのため外形標準課税（事業所の資本金、付加価値、従業員数など外観から客観的に判断できる基準から税額を算定する課税方式）ではないですが、そうした生産物、製品に課税をする税制としました。極めて現実的な判断でした。

また近代的な紡績工場と言っても、以前、蘇州市檔案館において蘇綸紗廠（蘇州を代表する近代的な紡績工場）の帳簿を閲覧しましたが、そこには蘇州嗎子を使用した単式簿記が使用されていました。現実的には、利益には関係なく、生産物、製品に課税するしかなかったのではないのでしょうか。そうすると、なぜ政府がそもそもこういうこと（戦後になって納税者の実態と乖離した近代的税政の施行）をやろうとしたのか、ということが重要になるのではないのでしょうか。

近代的な税政のためには制度の近代化のみではなく、やはり納税者側への近代的な教育の普及、後にも述べますが、納税者教育なども並行して必要になるのではないかというふうに考えました。金子さんは、どうお考えでしょうか。

最後にですが、国民党政権と共産党政権の税務人員の養成というものに何か違いはないのでしょうか。この「専管制」を実施するのに行われた調査ですね。ゴミ箱まで漁り、料理の匂いを嗅ぎ、路地裏まで入って行ったという徹底的な調査をしたというところが出てきます。そうすると、「税務工作人員三四〇名、華東税務学校の学生四六六名…」とか、その後ですね「専管制」を支えていく基礎となる「納税互助小組」を指導する稽徴員（392頁）、こういった人々が今度は大量に必要になってくるわけです。多分国民政府の時とは違って、膨大な人員が必要になると思います。

私が紡績関係の技術者養成を分析していくと、戦時中に紡績工業に関連した工学関係教育機関というのは、国民党政権統治区とか、日本軍の占領地区とか、租界に分散するのですが、共産党政権は、これを上海、天津、西安の三箇所に統合・集中することで、国民政府期とは桁違いの技術者を養成していきます。これが中華人民共和国初期の輸出産業として、紡績業というのを育てていきます。

それから、労働者は国民政府期では非識字者が多かったわけです。しかし、业余教育という形で、女工さんを含めて識字教育を徹底して行うことによって、労働者の質も引き上げていくことによって生産力を拡充しようとしていきます。

では、共産党政権期の税務人員養成とか納税者教育などというものの動きは無かったのでしょうか。中国共産党による「専管制」の導入を、本書では一般的な税政の近代化とは違うのだと捉えています。それは、第11章の「専管制」の導入の最後の部分、本書では、専管制が、「戦後に国民党政権がめざした企業・商店の経営実態（営業収入や所得額）を正確に把握する試みとは余りに異質であり」、「商工業者を『個』として捕捉」したものだだったため、これを共産党による近代的税政の実現という評価には否定的な見方をとっています。そうした、税務人員と納税者の両方を底上げするような形というのは、共産党の中では見られなかったのか教えていただければと思います。

短くなりましたが、以上です。

**丸田** 富澤さん、ありがとうございました。

本書の内容とその意義をご説明いただき、中国が、アセモグルやロビンソンの著書に記されたような「狭い回廊」をめぐり、「専横のリヴァイアサン」が生まれることを実証的に説明されているというような、世界史的な視野からの意義についても指摘していただきました。それから、中小・零細商工業者への一貫した暖かい眼差しに対しても確認いただきました。私はこの会話が、広島弁だと気づきませんでした。広島に同化してしまったのかも知れません。

若干の疑問点として、「ギルド」という言葉を、中国の商工業界の結合の状況に対して用いることが適切であるのかということと、日中戦争期、アジア・太平洋戦争期、戦後期に上海商工業界の状況が大きく変化していることについて、もう少しご指摘、言及などがあった方がよかったのではないかと思います。3番目として、なぜ納税者側の実態と乖離した「近代的」税制が戦後の国民党政権期に実施されるのか、最後に税政の近代化を支える形での共産党政権側の税務人員の養成状況についてですね。金子さんの著書にもありましたように、共産党政権では、桁違いの技術者を養成することが課題として存在することを指摘されています。

4点にわたるご質問ということになったかと思います。20分程度、金子先生の方から、応答いただければと思います。よろしく願いいたします。

**金子肇（以下、金子）** どうもありがとうございました。

丁寧にご書評していただき、なかなか難しい問題も指摘していただきました。ご発表の最初で、拙著の意義を的確に説明していただいたのですが、少し補足しておくことがあるとすれば、以下の点です。まず、牛米努さんの『近代日本の課税と徴収』（有志舎、2017年）に書かれていることなのですが、日本史の財政史研究において租税への関心は、だいたいのところ税制の成立過程と、その結果として租税収入、つまりどれだけ税金を取ったのかということに注目が集まりがちであるとのこと。また、財政政策についても、研究の関心は税制の形成をめぐる政治的動向にあるのだそうです。そこで、牛米さんが同書において指摘しているのは、租税や税制や租税収入などではなく、税の仕組み全体の問題を扱わないといけないということなのですね。課税から納税に至るまでの基礎的な税の仕組みというものについての研究、歴史学的な考察が、日本史でもあまり見当たらないということと同書は強調しているわけです。

私の今回の仕事というのは、「税政」という面から言うと、財政史における税制や税収に対する関心の方向とは少し違い、課税から納税に至る基礎的な税の仕組みに注目して、それを社会、具体的には同業団体ですけれど、それとの関係において吟味していくという点に特徴があると考えています。おそらく中国史研究でも、従来はこういう切り込み方はあまりなかったのではないかという気がしています。それだけに、なかなか扱いにくいテーマだといえるのかもしれない。

それから2点目です。富澤さんのレジュメの最初のところですが、今回の本も含めて私の仕事は「制度」を通した分析に特徴があるということで、このあたりも私が非常に意識してきたことなので、的確に指摘していただいてありがたいところです。

かつての中国史研究では、どうも制度と実施された実態とが乖離しているので、分析してもあまり意味がないのだという議論が、往々にしてまかり通っていたような気がします。富澤さんのレジュメの最初に書かれている『近代中国の中央と地方：民国前期の国家統合と行財政』（汲古書院、2008年）の中で、私は次のように書いています。「そもそも、『政治』とは国家的事象に収斂する広汎な合意ないし意志の服従を獲得していくプロセスにはかならず、それらを安定して調達するためには規範としての『制度』がどうしても媒介とならざるを得ない。各種の規範＝制度による合意の調達（意志の強制）を通して政治的・経済的・社会的レベルの秩序形成も可能となるのである。つまり、政治史にとって『制度』の重要性は、その遵守の如何にあるのではなく、それが合意の獲得（意志の服従）を実現するために必須の手段とならざるを得ないという点にある」（同書19－20頁）。近代中国においても、当然そうした「制度」の意義は一般性として貫徹している、と考えて私は「制度」に注目しているわけです。今回の拙著は、制度の中でも、課税・徴収から納税に至る「税政」が如何に実施されていくのか、どのように社会の合意を獲得（ないし強制）し、うまく課税し徴収できたのか否か、という点を社会の構造との関係から明らかにしていく、本書にはそういう意味を持たせたかったわけです。

それから3点目。レジュメの1頁目に「近代（西欧的）な制度の導入による伝統的な構造のきしみこそ、中国の近代」という私の言葉を引用していただいています。確かに東京の現代史研究会で書評会を企画していただいた時に述べたことですが、この点も私の考え方として一貫しているところです。私のこれまでの研究のモチーフは、一定のテーマのもとに中国近現代史を体系的に再構成し、そのテーマに即して現在の中国の問題を見ていけたら、ということにあります。それは今回の拙著の「あとがき」にも書いています。

富澤さんが引用してくれた私の言葉の含意として重要なことは、専制王朝の構造から現代中国を説明できる、という考え方が往々にしてあるように思うのですが、そうではないということです。私は、近代の歴史のプロセスの中で、そうした王朝時代の伝統的な構造や性格・特徴は、徐々に近代的な要素が

受容・導入されていく中で変容していく、あるいは変容を余儀なくされていく、そのせめぎ合いの結果としてもたらされる政治・社会・経済等々の特質・構造はどのようなものなのか、その実態にこそ中国の「近代」とか「近代性」があるのだと考えています。伝統から一気に現代を説明しようという考え方とは違い、「現代」と「王朝の時代」との間にある「近代」の存在意義を見出し分析する意味は今言ったような点にあるのだ、そのような考えで研究をしているということです。

中国近現代史を考えていく上で、以上のような考え方はどう評価されるべきなのか。あるいは、それでは駄目なのだとされるのか分かりませんが、今日は折角の機会ですから議論の中で色々ご指摘いただけたらと思います。ここまでお話したことが本書の全体的な枠組みに関わることです。

次に、レジュメの「若干の疑問」というところで、色々指摘していただいている問題群です。これは、なかなか難しいのですけれど。最初の「ギルド」ないし「ギルド的」という語句は、使わない方が良いのではないかとご指摘ですが、まあ、そうかもしれません。これはかなり悩んだ問題でした。

草稿段階では「ギルド的」という表現を、全て中国語でいう「行会」、要するに伝統的な「会館・公所」のことなのですが、それを用いて「行会的秩序」というように書いていました。しかし、こうした表現は中国史を研究している人なら理解・イメージできるかも知れませんが、それ以外の人が読んだ時に果たして馴染みやすいだろうかという思いがありました。しっかり説明したらイメージできると言われてしまったら、それまでではあります。しかし、色々悩んだ末、「行会的秩序」という表現を「ギルド的秩序」に言い換えたのです。したがって、富澤さんのおっしゃることは非常によく理解できます。いわゆる「ギルド的秩序」というのは、「行会」＝「会館・公所」時代の同業（団体）秩序ということですから、今日の書評の中でも度々指摘された同業者の参入規制がルーズであるとか、加入強制が非常に脆弱であるため、団体としての同業統制力が弱く非会員業者が大量に存在しているといった秩序や状況を指します。

あるいは、「ギルド的労働関係」というのは、これも第3章と付章のあたりで説明していたことだと思いますけど、賃労働に基づく雇用と被雇用関係だけでは測れない、要するに賃労働関係ではくみ取れない「師生」（師弟）の名分を持つ一種の家族的な関係があり、「会館・公所」の時代には店員や職工・職人は「会館・公所」の中に組織的に組み込まれていたことを意味しています。そうした家族的な労働関係の中に組み込まれていた店員・職工が、1920年代の国民革命の高揚の中で、共産党が意識的に進めた「職工会」＝労働組合に組織化され引き込まれていく、そうした状況を論じる中で「ギルド的労働関係」という言葉を使用したわけです。

「ギルド的秩序」が強固に残存していたというのは、以上に述べたルーズな「会館・公所」的な参入規制の問題や家族的労働関係が、国民革命の洗礼を受けた後も強固に残っていた、あるいは商工業者が「商民協会」という国民党公認の組織を利用し、そうした秩序を温存させていこうとしたのに対し、結果的に国民党もそうした趨勢に妥協していった、そういう歴史的な脈の中で事態を説明するために用いたものです。

この問題について、富澤さんが引用している岡本さんの主張もよく分かるのです。要するに、個別性で議論しようとしている。確かに歴史的認識は個別の実態に即したものであるべきかもしれません。ヨーロッパの個別的な「ギルド」の性格と、中国の「行会」＝「会館・公所」の性格は違うのであるから、個別実態的には別物だと理解することは可能かもしれない。ただ、私の考え方として、昔勉強したことであまり正確に憶えていないのですが、ヘーゲルは概念構成を「普遍－特殊－個別」という三つの契機の連関として考え、「普遍」性の中にも「特殊」性が要素として内包されている、「個別」性の中にも「特殊」性の要素が内在されている、という捉え方だったと思います。それらを総合した形で「概念」

が構成されるのだとすれば、中国の同業団体を語る場合、「ギルド」という言葉を使うべきではないということではなく、「普遍」としての「ギルド」概念を東西の同業団体の特徴から抽出し、その中に中国の同業団体を位置づけて考えてもいいのではないか。「普遍」的な「ギルド」という概念の「特殊性・個別性」として西洋ギルドや中国の会館・公所、あるいは日本の株仲間などを類型化するという方向性も、学問としては成り立つのではないかと感じています。でも、それは程遠い目標になってしまうので、少なくとも本書で使わなければよかったのではないかというご指摘は、「まあそうでしょう」と言っておくべきなのだろうと思います。本来使わなければよかったけれど、もう少し一般的な議論として成り立たせた方がいいのかなという気もあり、少し色気を出してしまったところが正直なところです。おっしゃることは非常によくわかります。

それから2点目、これもなかなか難しい問題です。日中戦争期から戦後にかけて、大きく変化した要素をどう捉えているのか、ということですね。

これは、戦時中については汪精衛政権の時期、おそらく全国商業統制総会（商統会）が問題になると思います。商統会は、あまり日本の軍による統制が上手くいかなかったため、むしろ中国の同業団体を活用して物資の流通・統制を考えていこうという発想に立っていたと思います。その時期の同業統制に関して、中国の『近代史研究』誌上に掲載された王春英さんの論文を読むと、日本軍による威嚇を背景とした規制が機能することもあったけれど、やはり同業者の投機活動は抑えられてないこと、それから同業外で暗躍する投機業者が非常に多いということが指摘されています。この点に関わって、広大の東洋史で戦中・戦後の上海の石炭統制を研究している賈超君というドクターの院生がいるのですが、ゼミで彼の報告を聞いてもやはりそういうイメージを得ることができます。時間があれば彼にも発言してもらえたらと思います。

言い訳になりますが、新型コロナの流行が始まる3年前には、戦時中の上海における同業秩序に関する檔案史料も身を入れて調べる予定でしたが、新型コロナによって上海市檔案館に行くことができなくなり、これまで調べたことで本をまとめようと思うようになりました。確かに調べてみると何かしら新たな事実は出てくるかもしれませんが、基本的な方向性は今言ったようなことになるのではないかと思っています。

それから租界返還や戦後の漢奸裁判がどのように機能したのか、特に外国企業が多いとそれがどのように税政に影響していくのか。これらの点は、確かにやらなければいけない問題だろうと思います。確かに、拙著ではそうした点に全然視野が及んでいないということは認めなければなりません。ただし、戦後については、『商報』という非常に上海財界の立場に立った新聞を読み通したのですが、営利事業所得税（今の日本では法人税）の徴収の際、外国企業の存在はあまり大きな問題として報道されていなかったように記憶しています。読み方が不十分だったかもしれませんが、何か面白い事実をご存じなら教えていただきたいと思います。また、王春英さんの『近代史研究』所載の論文を見ると、国民党は漢奸裁判によっても、それほど同業公会の人的な構成に手をつけようとしなかったというか、対応が甘かったというのですかね、そういう評価をされていたと思います。私も漢奸裁判によって同業公会の在り様や性格が大きく変わったとは見ていません。もし、ご異論があれば、このあたりも議論していただけたらと思います。

何れにせよ、私が考えてきた伝統的な同業秩序、つまり「会館・公所」的な秩序の構造的な宿痾と言ったらいいのでしょうか、そういう特徴は富澤さんに指摘していただいた問題とは、ある意味相対的に自立した形で深層において持続している問題なのではないかという気がします。その点もまた議論していただけたらと思います。

それから3点目に、なぜ国民党は商工業界の実態から乖離した「近代的」な税制をかたくなに実施したのかというお話ですけど、これは確かに非常に難しい問題で、どうお答えしていいのか迷います。レジュメでもご指摘のように、国民党は徹底的に近代的な税制を商工業者に押し付けていこうとしました。戦前において、塩税や関税それから統税が税制として合理的であったというのは、まず塩税・関税は外国が国民政府期までは管理権を持っていましたから、ある程度において課税・徴収の合理的な運用に向けて改革しやすいところがあったと思います。統税は庫出し税として、近代的税源を中心に、経営の内部そのものにタッチするのではなく出荷時に商品に対して課税する消費税として徴収していくわけですから、間接税としてはまだ取りやすい合理的なものなのですね。

本書で問題にしたのは、直接税だと経営の内実を把握しなければ正確に徴税できないということですね。統税の流れをくむ戦後の貨物税も、間接税ではありますが、かなり経営の内部に踏み込んでいかないと正確な徴収ができないものになっています。しかも、戦前には統税のように合理的に取れるところから取って行こうとしていたものが、戦争によって都市の税源を喪失してしまう。喪失した分を埋め合わせようとし、より零細な税源を手工業的レベルにまで降りて漁っていかねばならない。そのために、戦中・戦後において貨物税の対象となる税源の種類は増加していくわけです。また、戦後になって戦争により喪失した都市の税源が戻ってきたから、零細な税源を手放しても大丈夫かという、そういうわけにもいかない。なぜなら、戦後の経済的復興は順調に進んでいかなかったため、継続して零細な税源によって税収を補填していかなければなりません。

しかし、国民党の税務官僚は、拙著でも触れておいたと思うのですが、みな西洋式の複式簿記に関する知識は習得しているものの、中国の伝統的な単式簿記については知識がなかったようです。商工業者の側からも、そういう批判が出ていたわけなのですね。この問題をいったい何と表現したらよいのでしょうか。これが国民党の特徴なのかもしれませんが、西欧的な知識を身に着けた国民党エリートのレベルと社会との間に深刻な「知的分断」とでも称すべきものがおそらくあったのではないかと、思うべきでしょうか。このあたりは、経済史や財政史を超えた問題になるのかもしれませんが、しかし、そうした「知的分断」の溝が1949年以降の共産党政権によって、どのような形で埋め合わされていくのか。こうした視点を設定することは、ひょっとしたらとても面白い事実を引き出すことができるのかもしれないという気がします。

それから最後の税務人員の養成の問題ですが、戦後の営利事業所得税を徴収する時に国民党にとって大きな問題になったのは帳簿の検査をすることでした。ところが、帳簿の検査ができる連中が圧倒的に不足していたのです。その点は、共産党政権になっても継承され、帳簿を検査する人員が少ないため「民主評議」のように大味な見積もりによって営業額や所得額を把握する方向に進んでいかなざるを得なくなってきました。富澤さんのレジュメの8頁に、税務工作員が340名とありますが、これは納税戸の把握調査に動員された人員です。それと帳簿がしっかりと読めるとか伝統的な単式帳簿にも対応できるとかという技能を持った人員は違うと思います。ただ、そういった能力を持った人員の数や育成のシステムがどうであったのかは、私が研究対象にした1951・52年ぐらいまでについてはよく分かりません。むしろ、その後になって、富澤さんが述べられたように共産党によって積極的に育成されたのかもしれないですね。レジュメの6頁にあるように、「個」として商工業者を捕捉するのが共産党のやり方だというように私が書いたのは、今申し上げたように、その後の共産党による税務工作員の育成に関して、私の目が向いていなかったことにも原因があるのかもしれませんが。

ただ、国民党政権のやり方は、営業税にせよ、営利事業所得税にせよ、計算可能な数値として企業の営業実態を把握し、そこから正確に税を算定していこうという発想でした。その発想からすれば、共産

党がやろうとした「専管制」は、小さな企業も含めて、正確に経営実態を数値の上で把握しようとする方向ではない、ということです。いわば個人身支配的なのですね。「個」を人格まで含めて把握していき、それを通じて税を徴収していこうとするものです。ですので、国民党が行おうとしたことが西洋的・近代的なものであったするならば、共産党が1951年・52年ぐらいまでやろうとしたことはそれとは違うだろうと、そういう意図で書かせてもらったということです。少し長くなりましたが以上です。

**丸田** どうもありがとうございました。お答えいただきましたけれど、富澤さんの方から金子さんのご発言、応答に対して、何かございましたらお願いします。

**富澤** 私が間違った読み方をしておらず、助かりました。私がアセモグルとロビンソンの著作を持ってきて評価したのは、先ほど金子さんが言われたように制度というのは重要で、当然、社会との合意が必要なのだと。当時の中国社会が国家に説明責任を要求できるような社会なのかということ、そうではない。そういった時に、アセモグルとロビンソンの本では、王朝と中華人民共和国を直接に結びつけている。つまり、伝統の継承ですね。金子さんの本では、そうではないと、その間を繋ぐ清末・中華民国・人民共和国設立当初の社会と国家の関係を分かり易く説明しているということを伝えたかったわけです。金子さんと意図しているところは、同じですので、間違っただけで読み方をしていなかったと大変助かりました。ありがとうございます。

2番目のですね、アジア太平洋戦争それから戦後期にかけて、少し範疇が違う問題じゃないかというようにプライを、金子さんからいただきましたが、まず戦後の漢奸裁判について、戦時中に日本占領地区に残った経済人に対しては、寛容な判決が出ていますので、(上海商工業界は)基本的には変わっていないのかなとも考えます。また、外国会社というのも『商報』の方に出てこないというのは、例えば上海電気公司(Shanghai Power Co.)、アメリカ資本ですが、ああいう会社に課税しようとする、その前にアメリカとの外交問題になったと言われていきますから、結局、課税できない。つまり、どこから税金を取るのも大変ということだったのかも知れません。

戦前・戦中・戦後の税政の変化について、先ほどご説明いただきましたけど、営業税を戦前から導入しようとして、私も江蘇省の事例を勉強したのですが、結局捕まえられないのですよ。営業内容とか見せてもらえないですし、(帳簿を)つけてないところもあるので、請負にならざるを得ない。直接税の場合、それが残っているので、なぜそれを掛けようとするのかということ、金子さんがエリート的な考え、分断があるのではないかというふうに言われましたけど。私も多分そうなのだろうと思います。

私が紡績業を研究する中で、日本に留学して東京工業高等専門学校を出た中国人の技術者は、卒業後には2年間ぐらいつつと日本国内の紡績工場にOJT(On the Job Training)に出され、生産ラインの女工さんの助手から始めさせられ、徹底的に工場の現場で教育されます。その後、中国に帰ってきて、中国国内の紡績学校卒業の技術者に対し、「もっと油まみれになれ」「ちゃんと現場が分からないと、まともな技術者になれない」と言うのですが、それに通じるのかも知れません。

4番目についても、よく分かりました。金子さんの説明の通りといたしますか、結局共産党というのは、後に公私合営化を行いますから、企業の生み出す利益を確認する体制ではないものに舵を切っていく。「専管制」もそういった動きの一つになるわけです。といたつとも、養成途上にあった税務人員がどうなったのかは、今度は政府への上納金の計算という問題がありますので、興味があるところだと思います。

以上です。ありがとうございました。

**丸田** ありがとうございます。

**金子** 今のお話に補足してよろしいでしょうか。共産党の「専管制」は、本来、顧準という戦前に上海で会

計士をやっていた税務局の局長によって行われました。彼自身は、おそらく「専管制」によって商工業者を確実に把握した上で、そこから計算可能な形での徴収が可能になると考えていた形跡があります。ですので、共産党の中でも近代的税政の方向に進もうとする人間はいたと考えた方がよい。しかし「専管制」の利用の仕方は、そうした方向とは違って来る。このあたりの内部事情がよくわからないのですが、納税を運動化していく、税務局まで太鼓とか打ち鳴らしながらねり歩き、それでみんなで納税するとかですね、非常に高揚感を伴った納税の仕方を、「専管制」により組織された「納税互助小組」を使ってやってみようとする、そういう動きも同時にあるのですね。おそらく、そちらの方がメインになっていくのではないかと思います。

おそらく、共産党の中でも近代的な税政の形成という方向を歩もうとする連中と、納税互助小組のような組織を運動単位として活用していこうという連中、そういう違いや内部対立のようなものがあつたのではないかという感じがします。

富澤さんが指摘された税務人員をいかに養成していくのかという問題も、そうした対立の中で考えていくべきかもしれない。古い言葉で言いますと「紅」と「専」ですか。そういう問題との関わりも出てくるのではないかと思います。ありがとうございました。

**丸田** ありがとうございます。

改めて全体討論に入っていきたいと思います。もうすでに、富澤さんと金子さんとの応答の中でいろいろな論点が出されました。議論していただければ、ということもいくつか、ご指摘されたと思います。どなたでも、どんな問題でもよろしいので、ご意見のある方は、ぜひよろしくお願いいたします。

**飯塚靖（以下、飯塚）** 今春、下関市立大学を定年退職しまして、現在は無職の飯塚です。金子さんのご著作、それから富澤さんの色々な問題提起に溢れた書評、勉強させていただきました。

その中で私の方から2点、質問があります。まず1点目としまして、これは富澤さんのご報告に対する質問ですけども、レジュメの7頁になります。このアセモグルとロビンソンの『自由の命運』の紹介をされましたが、少し内容を理解できない点がありましたので、より詳しく教えていただきたいと思えます。

特に、狭い回廊ですよね。この狭い回廊について、もう少し説明していただき、その狭い回廊をくぐり、そこにとどまった国だけが自由と繁栄に近づいてきたとの主張ですが、この「くぐり留まった」というのも、今一つよくわからないのでご説明お願いします。

それから、富澤さんのレジュメ8頁の②、③に関連しまして、金子さんからのリプライもあり議論になりましたが、上海における、税政に対する日中戦争やアジア太平洋戦争の影響ですよね。その問題に関してですが、一方では、上海の税政を戦後主導した税務官僚というのは、日中戦争が起きると、そのまま上海に留まって同様の仕事を続けるのか、あるいは国民政府に伴って重慶など奥地に行き、向こうで業務をやるような人たちもいたのではないかと思います。そうした動きは、どういう動きを見せるのか。確かに、上海という現地で、日本側が行った様々な政策のようなもの、それが戦後の上海税政に影響を与えるという面もあるかと思えます。もし税務官僚を指導した人物たちが、重慶に移って現地で税政の近代化政策などを進めたとすると、こうした奥地での経験が、上海に戻ってきた官僚によって、何らかの影響を与えることがなかったのかということですよ。

富澤さんのレジュメ8頁の③で指摘されているように、納税者側の実態と乖離した近代的税政を実施するように動いたということですが、これも官僚が重慶などに逃れたとすると、日本の敗北、中国の勝利という新しい時代が始まり、上海に戻り新しい体制を作り上げるのだという意気込みで動きを見せたのではないかと、そういう感じもします。そうした税務官僚の動きが、どうだったのかということ

す。これは、著者の金子さんにお話しいただくのが一番良いかと思います。

その2点よろしくをお願いします。

**丸田** ありがとうございます。それでは、まず1番目は富澤さんの方で、ご説明いただければと思います。

**富澤** アセモグルとロビンソンの本の中で、「狭い回廊」ということが言われるわけです。いわゆるホップズのいうリヴァイアサン、近代社会には秩序が必要だと言われるわけです。しかしアセモグルとロビンソンは、ホップズはリヴァイアサンの一面しか見ていないとします。リヴァイアサンを提供する国家が強くなりすぎると、社会とのバランスが崩れてしまう。そこでは恐ろしい専横国家が生まれ、自由が生まれないということですね。

結局、リヴァイアサンを作る国家の方が強くなりすぎても、専横国家が恐怖や抑圧を持ってくる。国家がない、いわゆるリヴァイアサンがない（アセモグルとロビンソンは「不在のリヴァイアサン」とする）と、暴力による無秩序に陥る。その間に挟まれているのが、自由の「狭い回廊」だ。そこに入り強い国家を制御し、均衡させるために日常的にせめぎ合っていないといけないのだ。そのせめぎ合いの中で、例えば法律、金子さんがおっしゃる制度とか、そうしたものが制定されて市民にサービスを提供できていく。しかしながら、その「狭い回廊」というものは、革命などによって、すぐにできる言うのではなく、日常的なプロセス、常時せめぎ合いのプロセス、国家と社会のせめぎ合いを常にしていないといけないため、これは「回廊」なのだ。ここに留まっていないと何かのバランスが崩れてしまうと、その回廊から出て行き、専横になるか、リヴァイアサンがいなくなるような状態になるというのがアセモグルとロビンソンの考え方ということになります。

このような説明でよろしいでしょうか。

**飯塚** わかりました。ということは、西欧近代などをモデルとして説明ということですか。

**富澤** この著作に出てくる事例は、日本も出てきますし、アフリカ、アラブ諸国、インドなどのアジア諸国の大量の事例を出して説明しています。中国も一章を割いて説明されています。

**飯塚** 近代国家として発展する国は、大体狭い回廊を微妙にくぐりぬけたと、そういう説明でよろしいでしょうか。

**富澤** 近代国家と言いますか、民主主義的な国家、そうした国家というのは狭い回廊の中にあると。それから、狭い回廊の中にも色々な種類があると、本の中では様々な類型化がされています。

**飯塚** 分かりました。ありがとうございます。

**丸田** せめぎ合いという点では、中国においてもそういった可能性があるかと。

**富澤** はい、それはそうだと思います。

**丸田** ですので、金子さんの今回の著作のせめぎ合いとは、正にそうした状況があるのだと。

**富澤** そうですね。そこでのせめぎ合いがうまくいかないと、バランスが崩れて専横に陥ってしまうということですね。そういう意味で、アセモグルとロビンソンによると、中国というのは、そうしたせめぎ合いというものが、ほとんどないわけです。金子さんがおっしゃられた、中華人民共和国による専横は直接に王朝時代の伝統に根ざしているように描かれるのですが、近代の中で、そうしたせめぎ合いがあったというのは、私は非常に重要な指摘になると金子さんの著作を捉えています。

**丸田** そうすると、今後についても、中国が狭い回廊に戻っていくのではないかと、そうした議論にもなるのですね。この点に関しては、話がずれてしまうかも知れません。お時間があればということで。ありがとうございます。

それでは、二点目について金子先生の方からお願いします。

**金子** はい、ありがとうございました。飯塚さんからご質問いただいた点も、なかなか難しい問題だと思

ます。

戦中において、上海で汪精衛政権の下で仕事をしてきた官僚たちが、戦後どう動いたか。あるいは重慶や大後方で活動した官僚たちが、戦後上海の方に移ってくるのかということですね。そういうご質問だったでしょうか。

戦後に国民政府が復員してくると、上海の貨物税局や直接税局とかの税務機構自体が再編され局長なども新しくなり、国民党の貨物税局がいつから業務を開始したのかという点も新聞記事で確認できます。ですから、やはり税務機関においてトップ・幹部級人員が、そのまま横滑りする、汪政権下の上海にいた連中が横滑りすることは、基本的になかったらと思います。ただ、これは類推としての材料なのですが、1949年に上海が共産党に占領された後に、国民党の税務官僚・役人たちは一方で淘汰されながら、他方で留用されていきます。共産党が上海を占領して以降の税務機構の檔案史料を見ますと、面白いことに国民党時代の貨物税局の用箋・便箋を使いながら、「国民党」という文字の部分を線で消して使用しているというのがあります。準備が間に合っていなかったのですね。

そこから類推すると、重慶・大後方から上海にやってきた連中が、従来の戦時中の汪政権下にあった機構を接収していくのは確かだろうと思います。ただし、その末端で働いていた人員は上海の状況をよく理解しているので、場合によってはそのまま留用されることがあったのではないかと推測します。

戦後になると、上海直接税局で帳簿検査室室長を務めた官僚の叙述を見ると、それまで財政部に採用されて税務人員として働いていた若手を人手不足で帳簿検査員に転用していった、ということが書いてあります。ですので、やはり基本は重慶側にいた人員が戦後上海の税務機構の中心を占めるのだろうと思います。ただし、経験不足の彼らを使っていく人員に、あるいは戦時中に上海に残っていた官僚が留用されるという逆の可能性もあったのではないのでしょうか。そうした状況の中で起きてくるのが不正なのかもしれません。大学出身のエリートでありながら、賄賂を取るような連中が摘発されていく事実がけっこう出てきます。人事面における何やら混沌とした状況の中で、不正や汚職も起きてくるのではないかと、というイメージです。ただ、確証を持ってこうだったということは、言える材料はなかなかありません。

こんなところでお許しいただきますでしょうか。

**飯塚** ありがとうございます。先ほどの金子さんのご説明は、私も納得できる内容です。私も満州の技術者の問題について、いろいろな資料などを見ていると、日本敗戦以降、国民政府系の技術者が、色々な工場や炭鉱などに乗り込んできます。日本人も留用されますが、やはり彼らはプライドがありますからね、欧米留学などの経験者です。だから日本の技術者をあまり重視しないと。自分たちの考えで色々な経済再建はやっていくのだと。そういう史料がよく出てきますので、今の金子さんのご説明、非常に納得できます。

それから逆に中華人民共和国ができた場合には、満州でも国民党技術者も徴用すると。共産党側は、それほどテクノクラートは抱えておりませんので。一番トップは確かに共産党員を据えますが、中軸となるような技術分野では、国民党技術者をそのまま使用するという動きもあります。今のご説明、非常に納得できる内容でした。どうもありがとうございます。

**金子** ありがとうございます。

**丸田** はい、ありがとうございます。それでは、小野寺さんが手を挙げられたかと思います。お願いいたします。

**小野寺史郎（以下、小野寺）** 質問と言いますか、感想をお話させていただきます。金子先生のご著書を拝読いたしました。私は、財政や経済について全くの素人ですので、大変充実した内容を読ませていただき

勉強になりました。私自身は、政治文化という非常に抽象的なものを研究しておりますので、大雑把な質問になるかと思えます。

富澤先生や、飯塚先生がご指摘されていますが、一つは国民党の知識人層が、ある意味実態と乖離したような、西欧近代をそのまま模倣したような税政を導入したという話が非常に面白く感じました。

私や丸田先生は以前、暦の研究をしましたけれども、そちらでも国民党政権は、農曆（旧暦）を全面廃止して、西洋式の太陽暦を全面的に導入しようとしていました。新生活運動もそうですけれども、非常に強硬な近代化を図る、というところがあります。そういう性格が、税政などの部分にもこう言う形で反映されたのかなという感想を持ちました。これは感想の一つ目です。

もう一つは、やはりこれまでに触れられていましたけれども、戦争の前後、もしくは国民党政権期から中華人民共和国への変化と言いますか、そういうことに関したものです。拝読した限りでは、やはり国民党政権期とそれから共産党政権に入って、やり方が非常に大きく変わったことを強調されているように感じました。

特に「専管制」の話ですが、私はこの辺の請負の話と、中華人民共和国の話に関して、未だに一番面白かったと思っておりますのは笹川裕史先生の『中華人民共和国誕生の社会史』（講談社、2011年）です。こちらは、定点観測でも扱ったのが四川ということもあり、戦前・戦後は繋がっております。上海ですとその点、制度の面では途切れてしまうのですが、笹川先生の本には、日中戦争期に（国民政府が）請負の形で強力に徴税を行った結果、中間で不正をする富裕者に対する不満が高まり、そのことによって中華人民共和国が（土地改革などで）強硬に富裕層を排除することが可能になったという説明があります。それと比べた時に、金子先生の本で扱われております、上海の状況というのは、大分違った形になっているな、という印象を強く持ちました。

大雑把な疑問で恐縮なのですが、上海の戦後もしくは中華人民共和国初期において、そうした請負制と言いますか、ギルドや商工業者に対する強硬な介入が可能になった背景は、やはり四川とは随分違ったのでしょうか。そのことについて、少し教えていただければと思います。

**金子** ありがとうございます。最初の方の国民党の官僚たち、知的エリートたちが——どのレベルの層の官僚までそう言ってよいのかよく分かりませんが——なぜ社会から乖離していたのかという問題はなかなか説明が難しいところだと思います。その理由について、何かお考えがありましたら、こちらもしともぜひ伺いたいところです。

それから上海の1949年前後において、ご質問は、商工業者に対する強制ですかね。

**小野寺** それまでとは違った形、強力な形での再編成と言いますか、政策実行が可能になった背景のようなものについて、何かお考えがあれば、聞かせていただければと思います。

**金子** むしろ、1949年から1950年にかけては、先ほど紹介した上海市税務局の局長だった顧準などは、商工業者の利害にある程度寄り添いながら、協力関係の下で政策を実施しようとした性格が強いだらうと思います。それが変わってくるのは、朝鮮戦争から三反五反運動のあたりでしょうか。税の徴収も、「任務」として押し付けていく方向に変わっていきます。また、税の徴収の仕方だけでなく、同業団体が朝鮮戦争期に委託加工などに協力していくことで共産党の商工業者・同業団体に対する統制・介入、政権としての強制力が強まっていくのではないかとイメージしています。これについては、第9章の「愛国業務公約」の締結をめぐる状況のあたりが変化するポイントとなるのかなと考えています。このようなお答えでよろしいでしょうか。

**小野寺** 分かりました。ありがとうございます。中華人民共和国となつてからの、政治などさまざまな文脈の中で、次第に変化していったと理解しました。

丸田 それでは、土居さんよろしくお願いたします。

土居智典（以下、土居） 新潟の方に移りました。敬和学園大学の土居と申します。今回、金子さんと富澤さんの発表、大変勉強になりました。色々教えていただくことがあり、大変勉強になりました。感想的なことは省略しまして、今回の著作を読んでいて一つ気になったのが、先ほどの富澤さんの報告の中でギルドの話が出てきたことに関して、ついでに少しお話できればと思いました。

こだわられて使われている言葉としては、「ブルジョワジー」を使われていたかと思います。やはりこの段階でこういう分析用語を使うのはどうなのかなど、私自身は思いながら読んでいました。どういふ部分で使用されているのか、きちんと書き留めていないこともあり、誤解がありましたら、大変申し訳ないのですが。

記述の中では「ブルジョワジー」を「階級」と捉えているところと、はっきり「階層」と記載してあるところ、二つがあるのです。「ブルジョワジー」を金子さん自身が、どちらでお考えなのかというのを少しお尋ねしたいなと思います。

例えば、身分集団を形成するような階級イメージで使われていらっしゃるものなのか。もしくは、中国らしい、あまり最近「階級」という言葉が使われなくなった原因というのは、中国の社会流動性が高いというのが指摘される中で、そういうふうになっていったと思うのですが。勿論、社会流動性が高いということは、あくまで前提で、高い流動性の中から、次々生まれてくるお金持ちの旦那のような、特に中小の商工業者に関して使用している言葉なのか、お伺いしたいです。ここは敢えて、理論研究的な枠にとらわれないために、ちょっと幅を持った揺らぎのある表現としてちょっと両方を使っているのか。その辺の意図が何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

金子 ご指摘ありがとうございました。

「ブルジョワジー」という言葉をどういう意図で使っているのかということですね。この点については、序章の15頁から16頁あたりで説明しているところです。財政・税政と同業団体との関係に関する実態に即した分析では、「商人」あるいは「商工業者」という経験的に観察可能な実態に即した表現を用いています。第3章の「ブルジョワ上層」や「中下層」という表現は、言い換えれば商工業者上層・中層・下層ということですから、「ブルジョワジー」とは違った使い方なのです。

「ブルジョワジー」という用語をどういう時に使っているかと言いますと、商工業者層が一定の経済的・政治的なまとまりを持って結集する、そういう意味での一個の「階級」として政府等に自らの利害を押し出そうとする、そういう場合に「ブルジョワジー」という一つのMacht（ドイツ語で「威力」「強力」の意味）として、つまり強い力を以って自らの要求を押し出していき、そのまとまりとして「ブルジョワジー」という用語を使っています。

ですから、主に使っているところは、商民協会を扱った第4章で、馮少山という上海総商会の指導者が全国商会聯合会の立法院参政という政治的レベルの要求を政権に認めさせようとして失脚するのですが、そういう時に商工業者層が一個の「階級」として、つまり政治的なまとまりを持つMachtとして結集し政府に圧力をかけていこうとする、そういう時に「ブルジョワジー」という表現を用いているわけです。ですから、具体的・実体的な個々の商工業者をイメージするのではなく、実態を一段抽象化した一つの政治的・経済的なまとまりとして「ブルジョワジー」という言葉を使っています。

本書の16頁に「日本の中国近代史研究において、「ブルジョワジー」や「階級」などの概念が使われなくなって久しく、アナクロと揶揄する向きもあろう」と書いたのは、こういう概念を使うと批判する人もいるだろうなと思ったからです。しかし、私は今言ったような意味で、方法上・分析上は有用性が

あるだろうと考えています。そういう利点を吟味することなく表現すべきではない、という姿勢には私は否定的な考えを持っています。

**土居** 大体どういう意図で使われているのか分かりました。ありがとうございました。

**丸田** 他にどなたかいらっしゃいましたら。鈴木さんお願いします。

**鈴木昭吾（以下、鈴木）** こんにちは。今日は金子先生の書評会に参加させていただき、ありがとうございました。先生と富澤先生の書評と、大変興味深く聞かせていただきました。

そこで、ご著書の中、そして書評の中でも話題になったものとして、国民党政権の実態と乖離した近代的税政の施行というところがありました。ここで上がっている近代的税政の施行というものが、あの別の本とかで読んだものだと、国民政府期とそれ以前だと、交通系などが日本に留学した日本留学組の影響が大きかったのに対し、南京国民政府の場合はアメリカ留学した宋子文たちを始めとしてアメリカの税政の影響を結構受けたというのをどこかで読んだという記憶もあります。ですので、ここで上がっている近代的税政というものが、どういうところからの影響が大きかったのかというところについて質問があります。少しお考えを伺わせていただければありがたいです。

**金子** 国民党が所得税などの税制を研究する時には、日本だけではなく、やはり欧米の税政についても研究していたのではないのでしょうか。対日戦争がこれから起きるだろうということを意識して所得税の導入について検討していたことは、第8章の最初の方で書いておいたと思います。1935年の財政部の提案を見ると、税率が公平だと貧富の負担を均衡させることができるという点を所得税導入の理由として指摘しています。このあたりは別にどこの国を意識したということではなく、当時の先進諸国が導入した所得税の理念を踏まえているのだと思います。しかし、その他に対日戦争を意識して日本による沿岸部占領によって激減することが予想される関税等の収入の補填も同時に意図しているわけですね（276 - 277頁）。こうしたところから考えると、欧米も含め先進諸国の所得税について詳しく研究はしていたのだと思います。

ただし、それ以前、例えば1910年代の袁世凱政権になると日本の税制に倣って「所得税条例」を公布しています。そこから考えると、北京政府期、特に1910年代には日本の税制を参考にする傾向が強かったのではないかという気がします。国民党政権期について、もう少し調べてみる必要はあると思いますが、だいたい以上に述べた方向で考えてよいのではないかという気がします。どうでしょうか。

**鈴木** ありがとうございます。北京政府期からの流れ、アメリカなどを含めたところからの視座、そして戦争が始まった時に多くの関税収入や公租の収入が失われることも、すでに織り込み済みで、そうした点を考えてということですね。

**金子** そうですね。やはり所得税が特にそういう傾向が強かったと思いますね。

**鈴木** 分かりました、ありがとうございます。

**丸田** 私の方から、2点ぐらい質問を。すみません、司会からで。

1つはですね、「専管制」を導入する時に顧準が、上海を訪問したソ連の市政工作訪問団の財政専門家アルヒーポフと出会い、ソ連の「専戸専管」についてアドバイスを受け、「専管制」の着想を得たということが390頁に書かれています。中国共産党は都市工作の経験がないので、かなりソ連から教えてもらわないといけないということで、右から左へとソ連の制度を学んで、様々な近代都市の政権建設を行ってきたという印象を私は持っていました。しかし、金子先生の著作を拝見すると、むしろ国民党以来の、欧米の経験に習いながら都市建設を進めていった部分もかなりあったようで、案外ソ連の要素が、個人的に、たまたまという感じで出てきてしまったので、ソ連の近代都市制度に関する技術やノウ

ハウというのは、私が考えるよりもさほど影響がないのかなという点です。あるいは時期が後になると、入ってくるのかとかですね、少しそのあたりがよく分からなかったので、教えていただければというのが1点です。

それから、先ほど富澤さんとの応答の最後のところで、共産党による「納税の運動化」という問題について触れられました。407頁ですね。それについて、社会の組織化を運動に結びつける指向が、そもそも共産党に内在していたと見るべきなのか、というご指摘なのですが。共産党の土地改革などを見ていると、土地改革ではこのような民主評議のやり方を「自報公議」という言い方で行って、「公議」というのは、大衆による評議のことで、「自報」というのは、自ら申告して行うということです。何をやるのかといいますと、土地改革の時は徴税もあるけど、兵隊を取る時にも評議を行います。それはやはり、大衆運動であって、動員のために、村での話し合いの上で兵隊をとにかく出させるということになります。それから、1952、53年頃、食料調達を農村でやる時にも、やはり「自報公議」を行っていて、食糧調達は村ごとにノルマをかけてやらせると。農村では土地改革以来こういった階級闘争、大衆運動のやり方が行われていて、「民主評議」という言葉を見た時、私はこのことがすぐに思い浮かびました。ですから、大衆闘争、階級闘争的な発想で民主評議というものが行われているのかなと思いつながりながら読んでおりました。しかし、かなり制度的な方向性というのも一方ではあるということで、面白く拝見しました。ですが、共産党の革命運動の流れとしては、やはり階級闘争、大衆を教育し、立ち上げさせ、そして権力に協力させて社会を変えるという、このような形の方を本筋として考えていたのかな、というような感じを持っています。

もし何か教えていただくことがありましたら、是非よろしく願いいたします。以上です。

**金子** ありがとうございます。アルヒーポフについては、東京でもご質問いただいたと思います。1949年から50年にかけての時期は「新民主主義」的政策を実施していた時期であるのに、どこまでソ連の経験が都市の運営に生かそうとしていたのかというご趣旨の質問だったと記憶しています。

この点は正直言ってよく分からないのですが、考えられることは「新民主主義」期であってもソ連の経験を活用することも十分あり得たことの一つの例なのではないか。ただし、アルヒーポフから顧準がアドバイスを受けた時、各納税戸に対し責任をもって管理していくという発想をソ連的な発想と受け止めたのか、欧米的な発想として受け止めたのかという点は考える必要があると思います。また、日本も戦前から戦中ぐらいいかな、「納税組合」という納税互助小組に似た組織の設立を進めています。やはり、社会を管理する必要性、あるいは税を確実に徴収していく必要性があった時に、取りうる政策として日本と同じような方法を導入した可能性があるのかもしれない。

それと、農村での「自報公議」、この点は上智大学の笹川さんからも農村で実施されていたと伺っていました。「民主評議」は、同じ発想を都市でもやっていくことだと思います。面白いのは、共産党の中でも「民主評議」を維持したいという勢力と、それは正確性を欠くから計算可能な形に変えていくべきだ、と言う人たちがいたということです。おそらく農村での活動が長い党員は、「民主評議」的というか大衆発動的・動員的な発想をとっていかうとする。一方、都市での活動や経験がある人たちは、むしろしっかりと制度的な課税・徴税システムを作っていくという発想を持つ、そういう違いはあったと思われる。そうした対抗関係が、「民主評議」から「専管制」へと転換していく中で、共産党内部にあったのではないかとイメージを持っています。

にわかには思いついたことなんですけど。すみません。

**丸田** ありがとうございます。他にございましたら、いかがでしょうか。はい、奥村先生どうぞ。

**奥村哲（以下、奥村）** とりあえず一点だけ。制度から中国近代史を考えるとということだと思ふのです。そう

すると、少し突飛かもしれませんが、中国の改革開放以後の経済が急激に発展した、その要因として加藤弘之さんは「曖昧な制度」という議論をしています（加藤弘之『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版、2013年）。「曖昧な制度」があったから、中国は高度に急激に発展ができたのだと、それは伝統に根ざしたもので、暫くは続くであろうと、彼は述べています。

こういう議論、彼は伝統からというのは、柏祐賢、村松祐次あたりの議論に求めているのですが、この点について金子さんはどう思われるのか。ちょっとそれを聞きたいと思います。

**金子** ありがとうございます。私が言う「制度」というのが、加藤さんが言う「曖昧な制度」と重なるのかどうか、よく分かりません。私が言う「制度」というのは、「規範」としての制度ということですが、ただし拙著ではもっぱら実定化された法制度を扱っています。「規範」として「制度」を捉えるとすると、実定化された法以外に慣習であるとかイデオロギーであるとか、そうしたのも付着した社会的な規範も十分含み込んでいけるのではないかと思うのです。

要するに、そうした「制度」を駆使しながら合意を調達し、あるいは意思の強制を実現していく、そうした枠組みの中で「制度」というものを考えているわけで、加藤さんが言う「曖昧な制度」との関係はどうなるのでしょうか。加藤さんが言われる「曖昧な制度」との違いは深く考えたことがありませんでした。今、私が申し上げた「制度」と加藤さんの言う「曖昧な制度」という時の「制度」とは違いがあるのか、奥村さんにはむしろ教えていただきたいところなのですが。

**丸田** 奥村先生、いかがでしょうか。

**奥村** 私には大きな違いはよく分からないのですが。あの「規範」と言っても、慣習とかそういうのを加藤さんも含んでいると思いますので。ですので、柏さんとかを引用をされているのだと思います。ですので、どこが違うのかという点が、むしろ私はよく分からないです。

**金子** 柏祐賢さんの「包」の論理については、拙著でも請負徴税が「包」の論理で運用されていることを、柏さんの言葉を引きながら説明をしました。それを「曖昧な」と言うべきなのかどうかはともかく、請負徴税は責任主体が制度的に確定された形で展開されるのとは違いがあると言いたかったわけです。請負において「包」の論理は典型的に現れてくるということなのでしょう。約束した成果さえ請負って実現できたら、そこに至る過程で自分の裁量が許容されるという、そのあたりがおそらく「曖昧な」ということになってくるのだらうと思います。加藤さんが、中国で日本の企業が中国人に仕事を依頼すると、実際にどういう形で依頼が達成されたのかは分からない、こちらは結果として依頼したことを実現してくれたら、それをどうやって成し遂げたのか、請負側がその過程で金儲けしたのかどうか、といった領域まで介入できないと書いておられた文章を読んだことがあります。おそらく、そうした発想が請負的な発想の中にあっただのだと思います。そういう意味では、どんぶり勘定の意味でも「曖昧」だったのだらうと思うのですが。

税の徴収について拙著で強調したかったのは、欧米的税制を意識しつつ近代的税政を導入していかうとすると、伝統的な、あるいはどんぶり勘定の税政を把握可能な、あるいは計算可能な税政へと変えていきたいという志向が生まれてくる。おそらく近代中国の政権、少なくとも北京政府と国民党政権にはそういう志向が強かったらうと思うのです。言い換えれば、そういう「曖昧な」制度をカッチリとした制度に変えていきたいという志向性が、拙著で扱った時期には強かったと言うことも可能ではないかと思います。以上の点は、奥村さんからの質問に触発されて、こんなことも言えるのかなと思つくままにお話しさせていただきました。色々ご意見・ご批判があるとは思いますが、以上の点についてもお考えをお聞かせいただけたらありがたく思います。

**丸田** 奥村先生どうでしょうか。お願いいたします。

奥村 水羽さんが手を挙げておられるので、先にどうぞ。

丸田 よろしいですか。それでは、この点もし何かありましたら後ほどお願いします。では先に水羽先生お願いします。

水羽信男（以下、水羽） 奥村さんを最後の発言者にすべきだろうと思い、早めに手を挙げていましたが。折角指名していただいたので、単純なことを2つ。

1つは、やはり金子さんらしいと思いましたが、しっかり勉強させてもらったことは、「ギルド的」という言い方をあえて使い続けているという。西洋の物差しで測ると、中国の同業組織はギルドとは言えないのではないかとこのことを岡本隆司さんたちは言うけれど、中国でも同業組織は作られており、それを「ギルド的」な存在だと金子さんはいう。例えば115頁でも、ある種のギルド的規制が機能していることを指摘しながら、中国的な特徴があるのだと、そういう使い方は、金子さんらしい厳密な使い方だと思いました。「ブルジョワジー」を使うということも土居さんとのやり取りではっきりしてきました。特に、16頁などは金子さんらしい記述で、分析方法にこだわっていく金子さんの姿勢を改めて勉強させてもらいました。

その上で金子さんは「民族ブルジョワジー」、この言葉そのものは政治的なものだと僕も考えていますが、この言葉をどのように思われているかお聞かせください。

もう一つは、金子さんの本からは外れることなので、もしアドバイスしてもらえらば、という意味での発言です。富澤さんからも、人々の納税者意識をどう形成するかが大事なことだというコメントがありました。この点に関して、やはり、上海の中小の商工業者だと少し難しいのかもしれないけれど、工商業联合会などのメンバーで考えた時、納税意識、納税者として義務があるし、それに伴う権利もあるのだという意識というのは、どこまで深まっていたのか、何かご意見があればお願いします。特に、朝鮮戦争で愛国心が高揚する中で、確かに統制が強まった面はあると思うのですが、徴税される側の意識の変化みたいなのは、金子さんが使われた20世紀の半ばで見て取れるかどうか、お教えください。

最初に申し上げたように、この点は本書のテーマでないことは存じ上げています。それでも、そういう質問をするかと言うと、一つは1940年代のいわゆる戦国策派といわれる重慶や昆明に行った人物について、今見返しているのですが、納税者としての意識というのを持っている人もいるんですね。納税しているのだから、自分たちの意見を聞けと。それがやはり民主主義の基礎になりうるし、大事なのだということ言う人物も出てきている。今回読み返して、初めて私も気づいたのですが。そういう意識はやはり商工業者の中に広がっているのかどうか、質問させていただきました。以上です。

金子 ありがとうございます。

まず「民族ブルジョワジー」という言葉は、論文の中で私は使わないようにしています。政治戦略的な概念で学術的にもう使えないと思っていたのですが、高校の「歴史総合」や「世界史探究」などの教科書作りに参加していると、むしろ「民族ブルジョワジー」や「民族資本」を積極的に使っていいみたいです。インドとか中国の「民族ブルジョワジー」は、最近の教科書では積極的に評価し、その活動を強調すべきだと考えられているようなので、使えないことはないのだと思います。

しかし、具体的な対象を前提にしつつ一定の抽象化された権力配置や対立の構図を描くことがある政治史的な分析でなく、経済史などの実態に即した分析になると、経験的に観察可能な、見える形で見える対象をどう表現するかということになるので、「商工業者」や「商人」という言葉を使うべきではないかと考えるわけです。ですから「ブルジョワジー」という用語は、先ほど土居君の質問に対してお答えしたように、目に見えるものを「これが、ブルジョワジーです」というのではないのです。商工業

者・商人といった実態的な存在が、一つのまとまりを持って、その結集力で自分たちの要求を押し出していく時、Macht として「ブルジョワジー」という抽象化された概念にまとめられるのだと考えます。おそらく、水羽さんが言うのは、この人は「民族ブルジョワジー」だ、あの人はそうではない、といったレベルの使い方だと思うのですが、「ブルジョワジー」といってもそれとは使い方が違うのですね。そういう使い方は、私は研究ではしないようにしています。ただ、水羽さんが研究されているように、1949 年以降に所謂「民族ブルジョワジー」として共産党から規定された人たちについては、また別の使い方があるのだろうと思うんですけど。ただし、その際は、しっかりとした説明を付すとか、カギカッコ付きで使うとか、そういった配慮がどうしても必要になってくるのだろうとは思いますが。

それから納税者意識ということですが、すでに 1910 年代から 20 年代にかけての上海で、商工業者を中心に租界行政に参与しようとする運動がありました。その時に、納税華人会という組織を結成した上海の商工業者は、自分たちは租界当局に税金を払っているのに租界の市政に参加できないのかと主張していました。その意味で納税者意識は確かにあったと思います。しかし、そうした自分たちの権利要求を認めさせるために主張することと、1949 年以降に課税されるようになった商工業者に納税者意識があったのかということとを、果たして同レベルで論じられるのだろうかという気がします。

戦後の国民党政権下において、上海ではいかに徴税当局をだまくらかして脱税するかという意識が蔓延していたわけですね。ですから、共産党が最初、自己申告で営業税を納税させたら大量の脱税者が出てくる、ということにもなってきます。共産党にとって、先ほど申し上げた「納税の運動化」、つまり非常に高揚した雰囲気を出しながら納税させ、国家に貢献するのはいいことだ、という意識を下から醸成していくという発想は、おそらく人民共和国の成立当初の 1949 年・50 年・51 年ぐらい、つまり脱税は当たり前だと商工業者が考えていた状況への対応でもあったと思います。

朝鮮戦争頃から、そうした高揚感を演出することと同時に、納税は国家に対する「任務」、国家への「献納」、つまり国家に差し出すものだと見なす傾向が出てきます。そのほか、人民共和国成立当初には公債を購入させる場合でも、同業公会ごと会員に「民主評議」的に話し合わせて互いの引受額を評定させるのですが、檔案史料を見ると実態は喧嘩です。「なんで俺が出さないといけないのか」と。そういう中で「納税者意識」なるものがどれだけ本当に育っていくのか。やはり、当時は相当に難しいものがあったのではないのでしょうか。

**水羽** これは反論ではなく、私が質問させてもらった意図の補足です。私も今、税金払う時は節税をしたいと思うし、出来ればお目こぼして欲しいと思うのだけでも、一方で仕方ないよね、それは国や政府の政策を支えるための国民の義務だよね、という意識がある。だからやはり脱税はいけないことだ、という意識を持っている。たしかに日本でも脱税する人間はいるけれど、一方で相応の納税者意識のようなものが育っているというイメージが、私の中にあります。そういう点では中国では、どうなのかなど。そういう思いがあって、少し聞いてみたわけです。ただ、払いたくないというのはよく分かります。

**金子** 日本史の研究など見ると、戦前の税務官僚は「税金というのは会費です。国民が会費を払い、その会費を国が運営して、みんなのためになるのです」と言っていたようです。そこには、まさ国民意識の醸成という問題が関わってくるのだろうと思うのですよね。それが中国において、いかに形成されていくのか、あるいは形成されないのか。そういう問題になってくるのだと思います。

**水羽** ありがとうございます。奥村さんが控えておられるので、僕はこのぐらいで、ありがとうございます。

**丸田** 先ほどの話で、大躍進の時に、人々の下からの高揚するような雰囲気、そのような状況があるということの説明する時に、下級下層の幹部たちが上昇意識を持って、そのような権利意識を持ちながら、政

権に協力していくということもあると思います。1950年代まで、そういった権利意識の発展があるのかなど。献納する人々は、必死になって国を支えるけど、自分たちもどこかで得をしていて、政権に参加して上昇できるという、そういう繋がりがあるのかなと少し思いました。これは最近の鄭浩瀾さんの研究で思い出しました。

それでは、奥村さん、よろしくお願いします。

**奥村** 前にも発言したのですが、中国近現代史の中で近代的なものへの志向、これを探る研究のひとつですが、これ見ていると、結局あまり変わってないのではないかという形で見ることでも可能ですね。そのところ、要するに国家と社会に関わる、いわゆるギルドと政府との関係ですけれども。ですが、それはゼロか百か、あるいは十か九十か、そうした数字で表されるものではないのですが。しかし、中国近現代史を通じて、少なくともある時期までは、若干でも進みつつあると、そうした動きがみられると考えられるのかどうかということですね。

まずこれが一つ目です。また、もしそうであるならば、それは時期区分のようなものが必要だと思うのですが。やはり、私は南京の十年をどう捉えるかというのが大きいポイントだと思います。たった十年なのですね。ですが、その十年の間に世界恐慌で、かなり経済がガタガタになる。そこから統一も生まれてくるわけで、幣制改革があり、1936年の後半には中国経済は回復・発展へと向かいますね。

ところがそれから、僅か一年ぐらいで日本が入っちゃうわけですね。問題は、日本が侵略した前と後を断絶と見るべきなのか、その後も続いていると見るべきなのか。問題点は、そこだろうと考えます。

この本では、その日中戦争時期の記載がない。私はこれは大きな問題ではないかなと思うのです。ないものねだりということではなくて、です。戦後の部分だと、富澤さんのレジュメですと、4. 若干の質問の②のところになります。実は日中戦争では、戦争によって、中国の経済構造自体が大きく変わるというよりは、ガタガタにされてしまうわけですね。

例えば、経済で言うと綿業・製糸業にしても、他の産業もそうだと思いますが、手工業的なものが次第に近代工業に駆逐されていくわけですね。やはり、そういう流れが進んでいたわけですが、日中戦争で分断されたりしたことにより、例えば綿業なら機械製にそれまでかなり淘汰されていた土布が、製糸業でも土糸が、復活していくことになるし、手織りというものも出てくる。要するに経済構造自体が言わば大きく後戻りするわけですね。そういう点をおさえておくべきではないかと思います。それをおさえないと、例えば貨物税についての評価が全く異なると思うのです。貨物税については、いわゆる統税ですが、これは本来は釐金の代替として、近代的な工場による製品に課せられる税ですけれども、その近代的な部分が相対的に弱っていきます。その結果、貨物税についての内容が269 - 270頁の注2にありますけれども、それまで統税に含まれていなかったものが、どんどん含まれてきています。これは、事実上の釐金の復活ではないのかという感じがするのですね。

どうしてそういうことが起こるのか。それは、日本軍が経済を破壊していったからです。そういう中で見るべきではないか、ということです。

また、今度はレジュメの③になりますが、どうして戦後に納税者側の実態と乖離した「近代的」税制を実施するのかということで、貨物税が例にあがっていますが、形としては「統税」であっても、当時の実態はかなりそうでない。所得税も、これは元々かなり難しい税ですが、なぜこれをしようとしたのか。「近代的な志向」の方から一方的に探ると駄目なので、当時の国内状況から探らないと駄目だと思います。もうそうせざるを得ない状況にあったと思います。

そのあたりですね。とにかく、やはり日中戦争による変化、断絶というのが大きいと思います。そこは考えていくべきことかなと思います。以上です。

**金子** ありがとうございます。まず第1点として、近代化が進みつつあったのかというご質問です。私は請負徴税が変容・変態を遂げながら、つまり国民党だと「簡化稽徴」、共産党ならば「民主評議」という形で現れてきていることを述べるとともに、重要な点として単に王朝以来の請負制がそのまま踏襲されるのではなく、計算的把握が可能な帳簿による検査を前提にして、あるいはそれとセットにして実施していかなければいけないのだという発想が出てくることを指摘しました。そうした、緩やかではあるけれど、近代的税政に近づいていこうとする意識は、請負徴税の伝統、つまり同業団体に頼らざるを得ないが、そこから何とか脱却していこうという意識として現れていたのだと思います。それこそ、富澤さんのレジュメが指摘してくれた「きしみ」と言うべきでしょうか、そうした軋轢を通じて中国の「近代性」が表現され、ないしは「近代化」が進展していくのだと考えています。ただし、進展はそんなにスピーディーにはないのだらうと思うのですね。

「南京の十年」をどう捉えるかということは、確かにおっしゃる通りです。高く評価しなければいけないと思います。その時期に、だいたいその後の国民党の税政を考えるための要素は出揃ってきます。そういう意味で、税政にとっても国民党の「南京の十年」は、非常に大きな意味を持っていると思います。そこで、「南京の十年」に続く日中戦争時期の断絶をもっと強調しなきゃいけない、というご批判は、奥村さんのご説を踏まえるとたぶん頂戴するだろうかと予測していました。先ほどご指摘いただいた中で、貨物税などは経済が戦争で破壊されてしまったために変容したのだとおっしゃっていたのですが、戦争による変化・変容には個々色々な局面があると思います。

日中戦争前から戦中・戦後を通じて変わらなかったのは、同業団体の統制力が非常に脆弱であり、参入規制が弱いため同業外・同業団体以外の業者が大量に存在し、彼らが投機活動を繰り返していたという点です。確かに、恐慌から戦争中の分析が足りないというご指摘はおっしゃるとおりで、もう少し検討しなければならないと思います。しかし、同業団体の統制力・規律力の弱さという性格は、戦前から戦中・戦後に至る時間的経過の中でも変わっていないことは本書で実証できたのではないかと思います。日中戦争によって何も変わらなかったというわけではありませんが、熾烈な戦争を潜り抜けても同業秩序には一貫して持続する実態があったわけです。ですから、奥村さんが言われるように、日中戦争によって変わったところは確かにあると思うのですが、変わらなかったところもある、その一つ一つを吟味し検証していく中で、日中戦争が中国にもたらした意義について、さらに考えていかなければならないと私は思っているわけです。

奥村さんの日中戦争による断絶を強調する考え方に基本的には私も立ちたいのですが、今回の拙著が明らかにした税政と同業団体・同業秩序については、むしろ戦前・戦中・戦後を通じた連続性があったのだと思います。そうした個々の問題や差異を具体的に考えていかなければならないのではないのでしょうか。お答えになったかどうか分かりませんが、以上が私の考えです。

**丸田** ありがとうございます。奥村先生の方で何か付け加えることがございましたら……。

**奥村** 国家と社会、あるいはこの場合は団体ですけれど、社会なり経済の状況が背景にあるわけですよね。その辺のところでは単に変わらないように一見見えるけれども、しかしその背後にはかなり大きな違いがある。結果的には、それまでの流れというのが進まなくなったということもあり得るのではないかなというふうに思います。それだけにしておきます。

**丸田** 大体1時間半近く議論してまいりました。いかがでしょうか、他にございましたら。それでは、金子先生の方から最後にございましたら。

**金子** 何よりも、多くの方々が集まって積極的に議論していただけたのは、本当にありがたいことです。途中でも申しましたが、現在の中国近現代史研究において財政・税政や同業団体とかの研究領域は全く

人気がない分野だろうと思います。どれだけ書評をしてもらえるのか非常に不安だったところがあります。そういう意味では、書評もこれから書いていただけるようですので、私としては非常にありがたいところです。引き続き拙著について問題点などお気づきの点がございましたら、遠慮なく指摘していただけたらと思います。今日はどうもありがとうございました。

**丸田** どうもありがとうございました。

これから先も、他の機会で書評会もあると思います。また、書評も今後出るようです。こういった長いスパンで財政という視角から、国家と社会の関係を検討された金子先生のご著作が、今後も我々にとって様々な形で刺激を与えてくださり、議論が発展していくことを期待したいと思います。

今回の書評会は、これで締めさせていただければと存じます。長時間にわたり、皆様ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。それでは失礼いたします。どうもありがとうございました。